

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和4年6月7日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和4年6月7日(火) 午前10時 開会
午前11時40分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 村上英明 副委員長 香川良平 委員 増永和起
委員 西谷知美 委員 光好博幸
議長 南野直司 副議長 三好俊範
議員 森西 正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局次長 大西健一
同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 案件

- ・令和4年第2回定例会の審議日程及び議事日程について
- ・協議事項について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は大変お忙しいところ議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

さて、来る6月10日に開催されます令和4年第2回摂津市議会定例会におきまして、報告案件5件、予算案件3件、条例案件3件、その他案件2件、合計13件の議案を提出させていただきたいと思えます。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は増永委員を指名します。

それでは、第2回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和4年第2回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第4号は摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

その主な内容は、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を4分

の3から5分の4に改めるとともに、特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を4分の3と定めることとしたものでございます。

また、令和4年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%としたものでございます。

次に、報告第5号は、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処分報告の件でございます。

本件は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、早急な対応が必要となる経費につきまして、歳入歳出それぞれ1億3,069万円を追加する補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、5月30日に専決処分いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

主な内容は、歳入では、国庫支出金で子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金、これはひとり親世帯分としまして6,610万円、その他の世帯分としまして6,060万円などを計上いたしております。

歳出では、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分として6,610万円、その他の世帯分としまして6,060万円などを計上いたしております。

次に、報告第6号、令和3年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございます。

本件は、令和3年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

います。

内容につきましては、款2総務費、項1総務管理費のコミュニティセンター管理事業で、金額203万5,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源は、全額、一般財源となっております。

そのほか、15事業でございます。

次に、報告第7号は、令和3年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件でございます。

本件は、令和3年度繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

その内容は、款1資本的支出、項1建設改良費の公共下水道整備事業の東別府雨水幹線建設負担金につきまして、令和3年度継続費予算現額6億1,800万円に対し、1億9,800万円を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源内訳は、企業債、交付金、それぞれ9,900万円となっております。

次に、報告第8号は、令和3年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報告の件でございます。

本件は、令和3年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

その内容は、款1総務費、項1総務管理費の大阪府地域医療介護総合確保基金事業で、金額3,360万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源は、全額、国府支出金となっております。

続きまして、議案第30号は、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第3号）でございます。

本件は、現計予算額446億1,972万6,000円に、補正額13億4,965万5,000円を追加し、補正後予算額を459億6,938万1,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症対策商品券売上金などを計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を増額補正しております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対策商品券交付金やワクチン接種委託料などを計上いたしております。

次に、議案第31号は、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、収益的収入におきまして、現計予算額21億1,233万3,000円に103万5,000円を追加し、補正後予算額を21億1,336万8,000円とするほか、収益的支出におきましては、現計予算額20億704万円に2,384万4,000円を追加し、補正後予算額を20億3,088万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、収益的収入では消費税還付金を、収益的支出では水道料金過年度還付金を計上するものでございます。

次に、議案第32号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、収益的支出におきまして、現計予算額34億8,074万4,000円に

1, 271万1, 000円を追加し、補正後予算額を34億9, 345万5, 000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、下水道使用料等過年度還付金を計上するものでございます。

次に、議案第33号は摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に要する経費に係る限度額をそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

次に、議案第34号は摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、雇用保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、失業者の退職手当について、受給資格者が退職の日後に事業を開始した場合には、当該事業の実施期間は、受給期間に算入しないこととするほか、雇用機会が不足する地域における給付日数の延長に関する暫定措置を令和7年3月31日まで継続することとするものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。ただし、一部の規定では令和4年7月1日及び同年10月1日といたしております。

次に、議案第35号は摂津市後期高齢者

医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、同条例の引用箇所を整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第36号は動産取得に関する件でございます。

本件は、物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する物品でございますが、災害対応特殊救急自動車で、契約方法は指名競争入札、契約金額は1, 894万9, 700円でございます。

契約の相手方は摂津市東別府1丁目1番7号、日産大阪販売株式会社摂津店、店長、徳義真一でございます。

最後に、議案第37号は、和解に関する件でございます。

本件は星翔高等学校の敷地内に存在する法定外公共物、旧里道及び旧水路敷に係る相手方の取得時効の援用に関し、訴訟外の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号に規定により、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方は、摂津市三島3丁目5番36号、学校法人浪工学園、理事長、阿部賞久でございます。

和解の内容につきましては、本市は、相手方に対し、本件土地、摂津市三島3丁目29番3ほか7筆、1, 179.79平方メートルについて、相手方の時効取得を登記原因とする所有権移転登記手続に協力

するものでございます。

和解する理由でございますが、本件土地は、里道及び水路の機能が周囲に付替整備された道路や水路により既に機能補償されており、これまで本件土地を占有されていたことによる損害や被害もなく、改めて所有権を主張しなければならない事由も存在しないことから、相手方の取得時効の援用に対して訴訟せずに和解をしようとするものでございます。

以上、令和4年第2回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、質問がないようですので、理事者の皆様は退席していただき結構です。

暫時休憩します。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いいたします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 第2回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページ目の審議日程につきまして、会期は6月10日から6月27日までの18日間でございます。

本会議初日の6月10日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

13日が文教上下水道及び民生常任委員会、14日が総務建設常任委員会及び委員会予備日、15日が委員会予備日でございます。

また、14日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。

次に、22日が議会運営委員会、24日は本会議で一般質問、27日は本会議最終日で、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決でございます。

また、本会議終了後の議会運営委員会は第3回定例会の日程を仮決定いただくものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページの議事日程について説明申し上げます。

まず、6月10日につきましては、日程1、会期の決定でございます。

日程2は、議案第30号など6件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託でございます。

日程3は、報告第4号など2件で、報告、質疑を受けた後、即決でございます。

日程4は、報告第6号など3件で、一括して報告を受けていただきます。

日程5は、議案第36号で、提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

日程6は、議案第37号で、提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

6月24日については一般質問でございます。

6月27日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第30号など委員会付託案件の6件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

その次に議案付託表でございますが、ご覧のとおり、総務建設、文教上下水道、民

生の各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

最後に、議案第30号、所管別分割表は令和4年度一般会計補正予算（第3号）につきまして、総務建設、民生の各常任委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、永年勤続表彰伝達式について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 永年勤続表彰伝達式につきまして説明させていただきます。

去る5月25日付で全国市議会議長会から表彰されました方々に対する表彰状の伝達式を6月10日の本会議開会前に行います。

今回の表彰におきまして、野口博議員が40年表彰、安藤薫議員、森西正議員、嶋野浩一朗議員が20年表彰を受賞されております。

表彰につきましては、議席番号順に質問者席の前へお一人ずつ出てきていただき、議長より表彰状をお渡しいただきます。

以上でございます。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたことについてよろしくをお願いします。

次に、協議事項についてです。

まず、新型コロナウイルス感染予防対策について協議させていただきますので、新型コロナウイルス感染予防対策の資料をご覧ください。

本日は今定例会での感染予防対策を協議させていただきます。

今定例会では、現在の状況を鑑みて、資料に記載のと通りの対策を引き続き実施したいと考えておりますが、ご異議ございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それではそのように決定をいたします。

次に、請願・陳情者に対する説明機会の付与についてです。

本件は、改選前の議会活動等検討委員会より申し送りされ、昨年10月29日の本委員会で今後、協議していくことを確認しておりました。

本日は、当時の提案会派である日本共産党より趣旨の説明をいただき、今後協議してまいりたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 暫時休憩します。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時21分 再開）

○村上英明委員長 再開します。

それでは、請願・陳情者に対する説明機会の付与について、日本共産党の増永委員より趣旨説明をお願いします。

増永委員。

○増永和起委員 皆さん、おはようございます。

今、委員長からもご説明があったように、摂津市の議会改革についてこれまでさまざまな取り組みが行われてきました。

資料を今回出させていただいているのは、当初、各会派からこういう改革をしたらいいんじゃないかと出したものをまとめた資料でございます。平成26年に日本共産党が提出をしました。

お話し合いの中でこれは取り入れていこうと項目を絞り込む中で入ってきたものです。

先に流れの話をしたと思います。改革を進めてこられた中で、議会活動等検討委員会では、最終的に22項目を絞り込み、それをいろいろと実行したりとか、それから、これは見送ろうと整理をしてきました。

最終的に残ったのが二つで、議員へのFAX送信の見直しとこの請願・陳情者に対する説明機会の付与でした。

その他については、議会だけではなく、理事者側とのすり合わせとか、そういうこともさまざま必要だったこともあって、一応、その当時は見送りとの判断を令和3年7月1日の議会活動等検討委員会の中でしています。

FAXの見直しはすでにされていますが、最後に残ったこの分に関して、改選後において数回にわたり協議を行った後、実施の可否を決定していただくことを、当時の水谷議会活動等検討委員長がおっしゃっています。

その後、皆さんご存じのように、議会活動等検討委員会が議会運営委員会に統合され、先ほど、委員長がおっしゃったように、議題として回ってきたものでございます。

今まで一問一答方式とか議会だよりの見直しとか、インターネット中継、録画配信、こういったものについても他市の情報を取り寄せたり、議論を重ねて、摂津市の議会として改革を前に進めてまいりました。

今回のこの請願・陳情者に対する説明機会の付与についても、しっかりと他市の情報を取り寄せたり、議論を重ねることを行って、実際にやるのかやらないのかについ

て、よりよいものを考えていくべきだと思っております。

そう言いましても、今の議会運営委員会のメンバーで話を煮詰めることがなかなか時間的に難しい可能性もあります。まずは、この問題をテーブルに乗せて、この問題がいつの間にか消えてしまうことにならないように、時間がかかっても次への申し送りがしっかりできるようにやっていたいただきたいと考えているところでございます。

資料が配られましたので、その資料についても説明させていただきます。

平成26年の当時、日本共産党が出しましたA3の資料です。これを見ていただいて、1番は情報公開の拡大、2番が住民参加の拡大、3番が議会機能の強化の3点の柱で出させていただきました。

そのうちの真ん中の住民参加の拡大です。①②③④と書いておりますが、その中に、請願・陳情など市民の直接発言、議事録への反映が必要ではないかと提案をさせていただきます。

その下の段です。請願者の意見を聴く機会とのことで、「栗山町など」と書いているんですけども、それをA4の紙でお配りしました。これは栗山町の議会基本条例です。2枚目の上から2段落目、4ですが、ここに「議会は、請願及び陳情を町民による政策提案として位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない」と定められています。

摂津市で実際にこの陳情や請願の提案者の意見を聴いたり述べたりする機会を付与することは、特に条例を書き換えなくてもできると聞いております。

栗山町は条例にしっかり規定している

んですけれども、どういう形にしていくかは各議会の議論によるものだと思います。具体的にどうするのかは今後のお話し合いの中で協議していったらいいと思うんですけれども、市民の意見を聴く場をしっかりと設ける。特にこの政策提案と位置づけるのが栗山町の条例の中に規定されているんですけど、やはりそういう思いをしっかりと議会がくみ取っていくことが重要ではないかと思えます。これはぜひ摂津市でも設けるべきではないか、条例にするかしないかは別にして、そのように思っております。

当時のことだけではなくて、やはり最近でも意見書などで個人や団体の方から陳情を受けることはたくさんあります。

しかし、残念ながら、質問がしたくても質問ができないわけです。これはどういうものですかとか、文言修正もできない中で、賛否を私たちも決めていかなければならない問題もあると思うんです。

もちろん、説明機会の付与ですから、団体や個人が出てきて意見を言いたいとの思いがなければ、意見書を出させないとかそういうことでは決してないので、望まれる方についてはそういう場を与えてもいいのではないかとのお話です。

この間も女性差別撤廃条約選択議定書の問題で非常に熱心に活動されておられる団体の方が、各会派を回っておられました。当時はその団体からの意見書は出されていなかったのですが、今、出していただいたら、自分たちの思いであるとか今の状況であるとか、そういうことを議会としてお聴きする機会を設けられたと思えます。ぜひ、この問題について、ご一緒に議論を進めながら協議していきたいと思っております。

長くなりましたけれども、以上です。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質問等があればお受けいたします。

光好委員。

○光好博幸委員 参考にお聞かせいただきたいです。

平成26年から8年近くたっていると思うんです。この一番下の請願者の意見を聴く機会、栗山町の例が出されていますけど、そこから何か拡大しているとか、もっといろんなところが実施されているような事例はあるのかどうか。もし、認識されていたら教えていただきたいと思えます。

○村上英明委員長 よろしいですか。

増永委員。

○増永和起委員 すみません。残念ながら、私もまだそんなにしっかりと調べられてないんです。

これは当時の栗山町の条例ですし、栗山町だけが実施していたわけではなくて、もっとたくさん、いろんな議会が実施されていたと思うんです。

その下に参考文献とかもA3の資料に書いてありますけれども、各議会で議会改革をされてこられて、そこから引っ張り出しているの、さらにいろんな進展はきっとあったと思うんです。そういうことは私もまだ勉強不足ですので、皆さんと一緒に今後勉強しながら深めていけたらと思っております。不十分ですみません。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員 分かりました。検討するに当たって、他市でもし拡大しているとか、取り入れ方とか参考になることがあればと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

○村上英明委員長 ほか、よろしいですか。香川副委員長。

○香川良平委員 これは一度会派に持って帰る理解でよろしいですか。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 先ほども言いましたけど、これは今までテーブルに乗ってなかった項目なので、これから議論していくものです。会派にお持ち帰りいただいて、そこでいきなり、「いや、これ要らん」とか、そういう話ではなくて、引き続き協議していくものと考えております。すぐにこれを取り入れます、取り入れませんじゃなくて、内容について摂津市にふさわしいかどうか、ふさわしいものが見つかるのならどうしたらいいか、今の議会運営委員会のメンバーだけじゃなくて、次のメンバーになるかもしれませんけれども、これから話し合いをスタートしようという提案です。ぜひ、そこはよろしく願いいたします。

○村上英明委員長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

西谷委員。

○西谷知美委員 私が最初に質問したかったことは光好委員が聞いてくださったので、ほかの事例はなくて、今のところ栗山町のものしかないとのことです。この4番のことで提案されたんですけど、5番目のところに「議会は意見交換の場を多様に設けて」とあると思うんです。これも関連すると思うんですが、これについてはどう思われますか。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 先ほども言いましたように、さまざまな議会改革を各会派からの提案を基にやっていくのか、やっていかないのか、項目を絞っていく作業をこれまで行ってきたんです。

ここに書かれている意見交換の場、これについての議論も議会運営委員会です

きたと思うんです。視察にも行ってさまざまな団体と意見交換をしたんですが、実際に行ってみる中で、なかなかハードルが高いことありまして、実施は難しいと判断されたと思います。

どういう団体と話し合いをするのか、最初のうちはみんな来てくれたけど、だんだん来なくなったとか、実態もいろいろ聞いた中で今すぐ取り入れるのは難しいとのことで、見送りになったと私は記憶をしているんです。

私の記憶が間違っていたら、どなたか訂正してください。

以上です。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 なぜ、その4番のことを言っているのに5番の話をしたかという、逆に4番が私的にはハードルが高いと思いました。普段から市民団体との意見交換の場を設けたほうが実際に陳情とか請願とかも出しやすくなって、身近な市議会になると思ったので、5番も考慮に入れていいのかと考え質問をさせていただきました。

それでいくと、栗山町へ視察で行くのはすごく遠いと思ったので、京都府の亀岡市であれば割と市民と協働の取り組みを近年すごく活発化されています。実際、視察も行きやすいですし、そういう意味で5番のことも提案させていただきました。

以上です。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、以上で質問を終わります。本件につきましては、各会派へ持ち帰っていただき、22日の本委員会で協議をさせていただきたいと思いま

す。

次に、香川副委員長より提案したい案件がある旨を事前にお聞きしておりますので、提案を受けたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、提案を受けることにいたします。

暫時休憩します。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時36分 再開）

○村上英明委員長 再開します。

それでは、説明をお願いします。

香川副委員長。

○香川良平委員 このたび、地方議員の長期欠席に関わる議員報酬の在り方について一度議論をしておきたいと思い、お時間をつくっていただきました。

昨年、東京都で東京都議会議員が、長期欠席をしながら満額の議員報酬をもらっている問題により、東京都議会で長期欠席に係る報酬の減額について、条例改正が行われました。

それに伴い、大阪府議会でも東京都議会に似た条例改正が行われました。

大阪府議会は、東京都議会の条例に加えて、議員が身柄を拘束された場合など、厳しい条件も付いておりました。逮捕された場合、その翌月の議員報酬は支給しない旨の規定も明記されておりました。

摂津市議会議員の議員報酬等に関する条例案を私がつくらせていただいたので、一読をさせていただきたいと思っております。

摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例案です。

市議会議員が、その任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び

委員会（次項において「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降に支給する議員報酬は支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合はこの限りでない。

（1）公務上の災害または通勤による災害。

（2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者または無症状病原体保有者であること。

（3）出産。

（4）前3号に掲げる事由に類するものとして議長が認めるもの。

（5）病院又は診療所への入院及び退院後の療養であつて、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの。

これは、東京都議会の条例のうち、報酬の部分を除いて抜粋したものです。

市議会議員が長期欠席をした場合、報酬について満額をもらうのが今の摂津市の条例となっています。市民感情として、長期に議員が欠席して満額の報酬が出るのはおかしいとの声もよく聞きます。提示させていただいた条例案ですけれども、これは少し厳し過ぎるとか、もう少し厳しくすべきだとの意見を含めて、皆さんでご議論していただきたいと思って、時間をつくっていただきました。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質問等があればお受けいたします。

増永委員。

○増永和起委員 まず、この出された条例案です。この（3）が出産で、（4）が前3号に掲げる事由に類するものとして議長

が認めるものとあるんです。この意味が分からないので、説明をいただきたいのが一つ、そもそもなんですけど、これは議員への罰則規定、つまり懲罰の規定の条例になるんでしょうか。性質的なものを伺いたいと思います。

○村上英明委員長 香川副委員長。

○香川良平委員 (4)の前3号に掲げる事由に類するものとして議長が認めるものは、私の理解では、(1)(2)(3)が該当すると思います。

出産のみじゃなくて、公務上の災害または通勤による災害や、類するものとして議長が都度判断するものです。

○村上英明委員長 要は、この(4)、前3号に掲げる事由に類するものとして、(3)の出産のみではなくて、(1)(2)(3)のこの三つということですか。

香川副委員長。

○香川良平委員 そうです。出産の場合だけだったら、前号に掲げる事由になるので、この三つが当てはまると思っています。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 どこなのかは今のご説明で分かったんですけども、(1)(2)(3)は的確にこういう場合とあるわけで、これに類するものと議長が認める意味がよく分からない。特に出産に類するとはどういうことだろうとか。その点についてどんなことを想定しておられるのか、教えてくださいませんか。

○村上英明委員長 香川副委員長。

○香川良平委員 すみません。出産に関しては、類するものはなかなかイメージができないので、出産はイコールと思います。

(2)の感染症予防及び感染者、例えばこの時期でしたらコロナウイルスに感染した場合です。

その都度、そのときの議長が判断するとの条例になっております。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 具体的な条例の中身に入っていく話ではないと思うので、細かいところまでは聞きませんが、すごく不思議な感じがしたので聞いただけなんです。

要するに、(1)(2)(3)にしても、(5)にしても、議長が最終的に判断をするもので間違いはないでしょうか。

先ほどの二つ目の質問について、お願いします。

○村上英明委員長 香川副委員長。

○香川良平委員 先ほどの質問なんですけど、議員に対して罰則規定ではないのかとの質問でありました。

休んで報酬がなくなる意味合いでは罰則に当たると思うんですけども、市民感情的に、長期に議会を全て休んでおきながら報酬が満額出る、そのシステム自体が議員の特権であるとの見方もできますし、そういう声も、私は実際聞いております。

この提案どおりではなくて、例えば茨木市は段階的に規定しています。

茨木市の場合は、計3回または計4回の定例会を休んだ場合、初めて2割減になるものです。3回休むのは、例えば1月1日から休んだ場合は、第3回定例会まで全て休んだ場合に初めて報酬が2割減額される。9か月休んで初めて2割、報酬が減額になるものであります。

現状では、長期欠席しても報酬が満額支払われる状態であるので、今のまま続いているのかも含めて議論していきたいと思っています。これは一回、会派に持って帰って協議いただいて、また次回、意見をいただけたらと考えております。

以上です。

○村上英明委員長 ほか、よろしいですか。
光好委員。

○光好博幸委員 先ほどの増永委員のおっしゃるとおり、ここで内容を議論することではないと思うんです。僕もこの条例案に若干違和感というか、(1)から(3)は何か原因系のことが書いてあって、公務上の災害、通勤の災害とか、感染症とか。ただ、(5)に関しては、その原因じゃなくて、今の状況、入院しているとか、療養しているとのこと。ニュアンスの違うことが書いてあって、結局のところ原因はどうであれ、入院とか診断書があったら、それを基に、最終的には全部議長が判断すると理解しました。

一方で、先ほどおっしゃいましたけど、茨木市は明確に3回欠席したときには、議長の判断は抜きにしても適応することです。そのようなことも含めて、改めて、次回までに何を持ってきたらいいのか。これを議論していきましようという入り口の議論なのか、一步踏み込んだことを議論していくのか、今後の進め方について確認させていただきたいと思います。

○村上英明委員長 香川副委員長。

○香川良平委員 今後の進め方についてなんですけれども、今は私が一方的に提示しておりますので、今後、継続して議論できるのかをまず会派で議論していただきたいです。

長期欠席に対する議員報酬の減額にそもそも乗れませんとの考えももちろんあるでしょうし、一部分の条件がもう少し緩和すれば話を進められるとか、もっと厳しくすべきだとか、いろんな意見があると思います。これをベースに一回、長期欠席に対する議員報酬の減額をいろんな考え方も含めて会派で議論していただきたい

です。あくまでこれで絶対進めていくものではありません。

それと、茨木市の条例に関しては、議長が認めるものとの文言は多分ありません。3回休んだら2割を減額される、そういう理解で大丈夫です。

(5)の入院や療養の部分なんですけど、東京都の元都議会議員も一応診断書は出ていると思うんです。精神科に行って診断書が出たとしても、それが全て通るものではなくて、医師の診断書が出てやむを得ないものかどうかを議長が判断する意味で、診断書の提出があります。これはやむを得ないものであると議長が判断すれば報酬は減額はされませんし、この診断書は認められないと議長が判断すれば、診断書が出されても報酬は削減されるもので、あくまで議長が判断していただく理解をお願いします。

○村上英明委員長 いいですか。

西谷委員。

○西谷知美委員 光好委員の質問と少し類するんですけど、茨木市は条例が明確にあって、東京都に関しては、あくまで元都議会議員の件を配慮したといいますか、市民感情に合わせてつくられた内容のような気がするんです。例えば(3)の出産に関して、皆さんが想定しているのは、本当に産む前後の例えば2週間から1か月ぐらいを想定していると思うんです。例えば双子を妊娠したらかなり長い間休まなくてはいけないことも出てくると思います。そうすると、市民感情というか、会社員と議員はまた違ってくると思います。そういう意味では、逆に、入院してても会議に出たいとの思いをくんで、例えばオンラインで本会議に出られなくても委員会ぐらいは出られる仕組みをつくるとか、そういっ

たことも配慮していく必要があると思います。この条例とは少しずれてくるかもしれないんですけども、出産は病気ですずっと寝とかなあかんものでもないです。出産と書いてあるので、意見させていただきます。

○村上英明委員長 今後の進め方につきましては、先ほど、質問等々もいただきましたし、ご意見もございましたので、今後は、22日に改めてご意見をいただこうと思っています。そのときには、この議論を今後進めていくのかいかないのかも含めてご意見をお願いします。

議論を進めるのであれば、この中身について、閉会中も議会運営委員会を開くこともあるかもしれません。とりあえず、22日に向けて、この条例の改正について今後協議していくのかいかないのかも含めて、ご意見を賜っていきたくと思っています。どうですかね。

増永委員。

○増永和起委員 先ほど私が提案した請願・陳情者への説明機会の付与は、まず議論をして、その中で必要かどうかを決めていこうと思っています。

この条例について、中身はいろいろとこれからであって、条例をつくるのかつからないのかをまずは今度の議会運営委員会のときに各会派から持ってくる理解でいいですか。

○村上英明委員長 そうです。

増永委員。

○増永和起委員 私、先ほどから思っているんですけども、議員報酬とは一体どういうものなのか。それについての減額を一体どこで誰が決めるのか。そういうことに関しては議長に一任とのことで果たしていいのかは、議会だけで決めていいのかと

いう問題が以前からあると思っていました。

先ほどご紹介した栗山町議会は、皆さんの資料には付いてないんですけども、議会基本条例の中に議員報酬のことが書いてありまして、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して考えていかなければいけないということが規定されているんです。

なので、議員報酬は一体どういうもので、どうやって決めるのが一番いいのか、また、懲罰の対象、それを議長なり議会なりが決定していくことでいいのかとか、さまざま議論のある問題だと思うんです。

今回、こういうご提案をいただいたので、私としてはこの条例をすぐにつくるのかつからないのかでやるんじゃないかと、例えば箕面市は審議会ですさまざまな学習会を企画されています。摂津市議会としてもそういう学習会を持って、議員報酬は一体どうあるべきだろうか、懲罰規定をどう考えたらいいのだろうかとか、議員は有給休暇もありますし、出産は別ですけど、介護とかそれから育児とかそういうことの保障も制度としては今まだないわけです。それはここには書かれていないわけですし、そういうことに関しても、いろいろこれから進んでいく中で基本的な考え方、そこをどう見るのか、いきなりやるやらないを22日に決めるんじゃないかと、そういう勉強をしていく中でこの問題についても一緒に考えていくことが望ましいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

これまでの質疑等々も含めまして、この

件につきましては、各会派へ持ち帰っていただき、22日の本委員会で、この条例をつくる方向で検討するのか、それともこの条例については協議をしないこととするのか、また、つくるつくらないも含めて今後は協議していくのか、この3点でご意見を賜っていきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時40分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 増永和起